

東京大学大学院工学系研究科規則

昭和40年5月18日

評議会可決

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院工学系研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経て、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、工学を基盤として未踏分野の開拓や新たな技術革新に果敢に挑戦し、人類社会の持続と発展に貢献するとともに、科学技術に関する体系的な知識と工学的な思考方法を身につけ、多様性への理解と広い視野を持って社会的課題の解決を目指す実行力を持った人材を育成することを教育研究上の目的とする。

2 各専攻の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(博士後期課程のみの博士課程)

第2条 本研究科に置く専攻のうち、先端学際工学専攻は、学則第2条第4項に定める博士後期課程のみの博士課程とする。

(専門職学位課程の標準修業年限)

第2条の2 専門職学位課程の標準修業年限は、1年とする。

(コース)

第2条の3 本研究科の専攻に次の各号に定めるコースを置く。

- (1) 都市持続再生学コース（都市工学専攻修士課程）
- (2) 環境マネジメント工学コース（マテリアル工学専攻博士後期課程）
- (3) 先端科学技術イノベータコース（先端学際工学専攻博士後期課程）

2 前項のコースの実施及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学期)

第2条の4 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

(修了要件)

第3条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 専門職学位課程を修了するためには、1年以上在学し、所要科目を履修して、30単位以上を修得しなければならない。

第3条の3 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 修士課程又は専門職学位課程に1年以上2年未満在学し当該課程を修了した者 修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて3年

(3) 学則第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者 1年

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(長期履修学生制度)

第3条の4 学則第2条第7項の定めるところにより、学生がそれぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程)

第4条 各専攻の授業科目の履修及び単位については、別表の定めるところによる。ただし、教育会議及び各専攻会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習（輪講を含む）については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

(履修方法)

第5条 修士課程及び博士後期課程の学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。

2 専門職学位課程の学生は、専攻長の指示によって授業科目を履修するものとする。

第6条 修士課程においては、指導教員の許可を得て、専門職学位課程においては、専攻長の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修し、これを修士課程及び専門職学位課程の単位とすることができる。

(1) 学部及びグローバル教育センターの科目

(2) 他の専攻、研究科又は教育部の科目

第7条 博士後期課程においては、指導教員の許可を得て、次の各号に掲げる科目を履修し、これを博士後期課程の単位とすることができる。

(1) 修士課程及び医学部医学科の科目

(2) 修士課程で修得した超過単位数のうち10単位以内

2 前条第2号の規定は、博士後期課程にこれを準用する。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第8条 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届及び受験届)

第9条 学生は、授業科目を履修しようとするとき又は履修した授業科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に所定の様式により届け出なければならない。

2 専門職学位課程においては、1年間に50単位を超えて履修科目を登録することができない。

(試験)

第10条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は平常の成績又は報告をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第11条 修士課程及び博士後期課程の学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所要科目及び単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者について行う。ただし、専門職学位課程における最終試験については、別に定める。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ発表する。

(専門職学位課程の成績評価)

第12条の2 専門職学位課程の成績評価の方法は、別に定める。

(学位の授与)

第13条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(工学)の学位を授与する。

第13条の2 第3条の2に定める修了要件を満たした者には、原子力修士(専門職)の学位を授与する。

第14条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士(工学)の学位を授与する。ただし、先端学際工学専攻及び技術経営戦略学専攻においては、博士(工学)又は博士(学術)の学位を授与する。

(所属専攻の変更)

第15条 所属専攻の変更は、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 所属専攻を変更した者の変更後の専攻の在学期間は、変更前の在学期間と通算する。

- 3 所属専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(入学資格)

第16条 修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)及び専門職学位課程規則第16条の定めるところによる。

- 2 博士後期課程に入学することができる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。

- 3 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第17条 修士課程、専門職学位課程又は博士後期課程を在学年限に達しないうちに退学した者で当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初め又は学期の初めに、教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

- 2 再入学者は、退学前の専攻に所属するものとする。
- 3 再入学者の在学期間は、教育会議の議を経て、これを定める。
- 4 再入学者が退学前の専攻において修得した単位については、第15条第3項を準用する。

(修士入学等)

第18条 本学の大学院において修士の学位又は専門職学位を得た者で更に修士課程又は専門職学位課程に入学を志願するものの選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

- 2 前項により修士課程に入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を1年とすることができる。
- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、専攻会議の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(博士入学)

第19条 本学の大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願するものの選抜については、前条の規定を準用する。

- 2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を2年とすることができる。
- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、前条第3項を準用する。

(転入学及び転科)

第20条 学則第23条に定める転入学及び第24条に定める転科の受け入れについては、別に定める。

(副専攻制)

第20の2条 学則第9条第2項に基づき、本研究科に副専攻を履修させる制度（これを「副専攻制」という。）を置く。

2 前項の副専攻制に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院科目等履修生)

第21条 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れについては、別に定める。

(特別研究学生)

第22条 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第23条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成10年4月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月12日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月28日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月22日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成21年10月1日から適用する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院工学系研究科規則の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則 (平成27年2月17日東大規則第60号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月4日東大規則第69号)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則 (平成28年2月16日東大規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月16日東大規則第52号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月19日東大規則第39号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則（令和6年2月22日東大規則第58号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

[別表 工学系研究科専攻授業科目表](#)

沿革

東京大学大学院工学系研究科規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

◆昭和40年05月18日 評議会可決

◇昭和41年04月01日

◇昭和42年04月01日

◇昭和43年04月01日

◇昭和45年04月21日

◇昭和46年04月20日

◇昭和47年04月01日

◇昭和47年05月23日

◇昭和48年02月20日

◇昭和48年03月12日

◇昭和49年04月16日

◇昭和50年04月30日

◇昭和50年06月24日

◇昭和51年03月16日

◇昭和51年04月27日

◇昭和51年05月13日

◇昭和52年04月01日

◇昭和53年04月01日

◇昭和54年04月01日

◇昭和55年04月01日

◇昭和55年05月20日

◇昭和56年04月01日

◇昭和57年04月28日

◇昭和58年04月01日

◇昭和58年04月19日

◇昭和59年04月01日
◇昭和60年04月01日
◇昭和61年04月01日
◇昭和62年04月01日
◇昭和63年04月01日
◇平成01年04月01日
◇平成02年04月01日
◇平成03年04月01日
◇平成04年04月01日
◇平成05年04月01日
◇平成06年05月25日
◇平成07年04月01日
◇平成07年11月21日
◇平成08年04月01日
◇平成08年09月30日
◇平成09年04月01日
◇平成09年12月16日
◇平成10年04月21日
◇平成11年04月01日
◇平成11年10月18日
◇平成12年04月01日
◇平成13年03月19日
◇平成13年07月10日
◇平成13年10月01日
◇平成14年02月19日
◇平成14年03月29日
◇平成15年04月01日
◇平成15年04月22日
◇平成16年03月31日
◇平成16年06月22日
◇平成17年02月15日
◇平成17年03月17日
◇平成18年01月30日
◇平成18年03月31日
◇平成18年09月26日
◇平成19年02月20日

◇平成19年03月05日
◇平成19年11月12日
◇平成20年02月19日
◇平成20年03月31日
◇平成21年02月17日
◇平成21年03月26日
◇平成21年04月28日
◇平成21年10月22日
◇平成22年03月16日
◇平成23年03月07日
◇平成23年06月01日
◇平成23年10月27日
◇平成24年03月27日
◇平成24年06月28日
◇平成24年09月10日
◇平成25年03月27日
◇平成26年03月07日
◇平成27年02月17日
◇平成27年03月04日
◇平成28年02月16日
◇平成28年03月16日
◇平成28年06月23日
◇平成29年03月14日
◇平成30年03月09日
◇平成31年02月05日
◇令和02年01月22日
◇令和03年02月08日
◇令和04年02月01日
◇令和05年02月27日
◇令和05年09月25日
◇令和06年01月19日
◇令和06年02月22日